

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 51 号
2 0 1 4 年 5 月 2 6 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪修繕車両所における「操車業務一部取扱変更」に関する緊急申し入れ

5月15日、大阪修繕車両所の会社・業務用掲示板に「操車業務 台交分割・併合時の一部取扱変更について」と題した『検修科連絡』が貼り出された。

この『検修科連絡』によると変更された作業の実施日が「平成26年6月1日（日）より」とされている。

しかし、現場社員からは「操縦経験がなく運転台でのブレーキポイントがわからない」「停止位置を行き過ぎ03侵入ということが考えられる」「訓練もせずにやれと言われても自信がない」「停止位置不良が起これば誘導が悪かったと操車担当者が責任を負わされる」等々、多くの不安の声が上がっている。

会社は社員の不安を解消するために操縦・操車担当社員など当該業務に従事する社員の声・意見を真摯に聞くべきである。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を緊急に設定すること。

記

1. なぜ、新幹線運転取扱実施基準規程、第141条5項を削除するのか明らかにすること。
2. 最前頭部車両の前頭で入換する場合の入換合図の変更後の実施内容の中で、着発線までの誘導を操車担当者ではなく、実際に運転をしている操縦者の判断に任せべきである。
3. 当該する業務に従事する社員の不安が一掃されるまでの間、変更された作業方法の実施を延期すること。

以上